いちからわかる
特定秘密保護法案

特定秘密保護法案は
秘密のブラックホール？

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス
http://clearing-house.org

文責　三木　由希子

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

特定秘密保護法案が秋の臨時国会に提出される！

と聞いて心がザワザワしている人も結構いるのでは…

9月17日まで法案概要のパブリックコメントも募集されています

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

まずは、これまでの
秘密保全法制をめぐる
もろもろの動き・経過の
おさらいです

今、日本に秘密保護に関する法律がない、というわけではありません。

1947年に「刑事特別法」
1949年に「ＭＤＡ法」

という法律ができています。

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

この二つの法律は、日米安全保障に関して発生する「秘密」を守るための法律です。

主に米軍に関する情報で、日本政府が保有することになった情報について、秘密の保護と、その漏えい等に対する罰則が定められています。

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

そして

1985年

国家秘密に係るスパイ行為等の
防止に関する法律案

が議員立法で国会に提出されました。

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

この法案は、市民やメディアなどの猛反対にあい、廃案となりました。

そして、2001年の自衛隊法改正。

この改正で、「防衛秘密」の保護と漏えい等に対する罰則が設けられました。

情報公開法の制定・施行とともにこんな改正が行われていました。

これも秘密保護法制です。

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

2004年からは、政府内部で機密保護の強化や、対外情報機能強化、なんてことが議論され、秘密保全法制の確立などが提言などされてきました。要は、防衛以外にも秘密保護の仕組みを広げたいということです。

そして、2008年4月。

官房長官の指示で「秘密保全法制のあり方に関する検討チーム」が設けられ、法制化に向けた本格的な検討が始まりました。

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

2009年4月には、検討チームが「考え方」を取りまとめました。

これを受けて、2009年7月に「情報保全の在り方に関する有識者会議」の第1回会合が開催され、本格的に法制化を進めるモードに入りました。

しかし、民主党に政権が交代し、有識者会議は中断。

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

しばらく、秘密保全法制の動向は水面下に潜っていて、一見静かでした。

そんな中で、2010年10月にいわゆる尖閣ビデオ流出問題が発生。

これを契機に、これまで鳴りを潜めていた秘密保全法制の検討が、民主党政権下でも表面に浮上することになりました。

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

2011年1月に

「秘密保全のための法制のあり方に関する有識者会議」

の第1回会合が開かれ、法制化の内容を検討。8月には、報告書が取りまとめられました。この報告書に対するパブリックコメントが11月に行われ、秘密保全法制の制定が政治スケジュールに入ってきました。

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

その後、秘密保全法制の法案が出ると言われながら、国会に法案が提出されることなく、2012年12月に政権交代。

今度は、国家安全保障会議（日本版ＮＳＣ）設置法案とともに、「特定秘密保護法案」として国会に提出される方向となりました。

そして、今、法案概要が公表されて、パブリックコメントが募集されているわけです。

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

こういう曲折の中、
情報公開クリアリングハウスでは、
2年越しくらいで、断続的かつ
超地味に秘密保全法制に関連する
情報公開請求を
しつこく
してきました

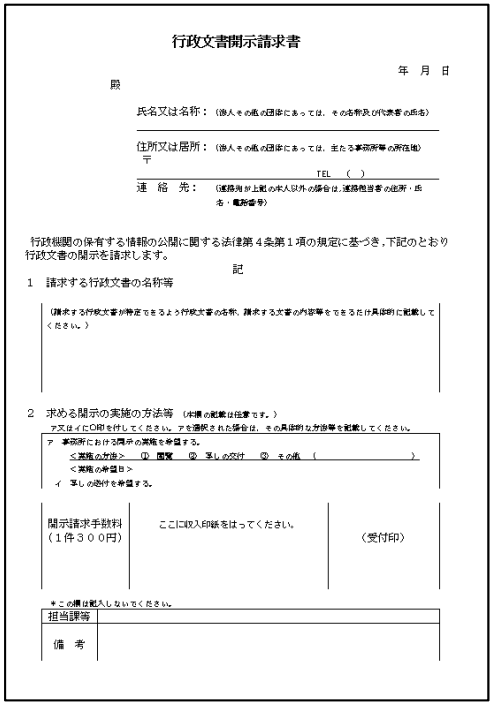

行政文書開示請求書

年　月　日

殿

氏名又は名称：（法人その他の団体にあっては，その名称及び代表者の氏名）

住所又は居所：（法人その他の団体にあっては，主たる事務所等の所在地）
〒

TEL　（　）

連　絡　先：（連絡先が上記の本人以外の場合は，連絡担当者の住所・氏名・電話番号）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第４条第１項の規定に基づき，下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

１　請求する行政文書の名称等

（請求する行政文書が特定できるよう行政文書の名称，請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。）

２　求める開示の実施の方法等　（本欄の記載は任意です。）

アまたはイに○印を付けてください。アを選択された場合は，その具体的な方法等を記載してください。

ア　事務所における開示の実施を希望する。
＜実施の方法＞　①　閲覧　②　写しの交付　③　その他（　　）
＜実施の希望日＞
イ　写しの送付を希望する。

開示請求手数料（１件３００円）	ここに収入印紙をはってください。	（受付印）

＊この欄は記入しないでください。

担当課等	
備　考	

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

なぜかと言えば、
秘密保全法制って、

情報を秘密に管理をする仕組み
＝制度ができると実態が見えなくなる

ということ。だから、こういう制度に関するルール作りの検討にあたっては、少なくとも、最大限の情報公開がされていなければならないのでは？と考えたからです。

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

そこで最初に情報公開請求したのは、民主党政権時代にやっていた

「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」

の会議資料や議事録。有識者会議の報告書が、唯一、想定される法制の内容を知り得る情報でした。報告書は公開されていましたが、政府のＨＰに掲載されていた会議資料や議事概要があまりに貧弱。だから、情報公開請求をして突っ込んでみました。

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

会議資料は一部非公開になりましたが、それなりに公開されました。

公開された文書は　http://clearinghouse.main.jp/wp/?cat=21　に掲載

しかし！ＨＰに掲載されている簡単な議事概要以外に、記録は一切作っていないとのこと

どのような議論をして報告書が取りまとめられたのかは今のところ不明。本当に議事録がないのかは、今、不服申し立てをして争っているところです（そのうち、裁判になるかも）

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

毎日 14版 2012年(平成24年)3月4日(

秘密保全法案

有識者会議議事録なし

「要旨」のみ 第三者過程 検証困難

行政機関が保有する会議の議事録が作成されていなかったことが分かった。作成された議事録は簡単な「要旨」だけで、「議事録」とは言えない。このため、秘密保全法制の整備を提言した政府の有識者会議の審議過程の検証が困難になった。

会議の議事録などが事後に検証できるよう文書作成を各行政機関に求めた公文書管理法（11年4月施行）の「要旨」に反しているとの指摘もある。

（2面に関連記事）

議事録が作成されていなかったのは、政府の「情報保全に関する有識者会議」の下に設けられた「政策官庁などの秘密の在り方に関する有識者会議」（座長・宮崎礼壹・公一郎・慶大教授）。秘密保全法案の提出を目指している同法案は、有識者会議が昨年8月に公表した提言書がたたき台となっている。会議は、11年1月から約1年間で8回（各2時間程度）にわたり、非公開で開催された。

会議では、配布資料として、内閣官房が作成した「政府の保有する情報の適正な管理及びその利用に関する法律案（仮称）」の概要」などが配られた。「政策官庁などの秘密の在り方に関する有識者会議」（座長・宮崎礼壹・公一郎・慶大教授）。秘密保全法案の提出を目指している同法案は、有識者会議が昨年8月に公表した提言書がたたき台となっている。会議は、11年1月から約1年間で8回（各2時間程度）にわたり、非公開で開催された。

会議では、配布資料として、内閣官房が作成した「政府の保有する情報の適正な管理及びその利用に関する法律案（仮称）」の概要」などが配られた。

公文書管理法は、行政機関に「法令の制定及びその廃止」について議事録を作成するよう文書の作成を義務づけている。しかし、会議は「有識者の意見を聞くだけだ」として議事録がないどころか、会議の出席者名も公表しない。

これに対し、「情報公開クリアリングハウス」の三木由希子事務局長は「会議の検討結果は立法趣旨を示すもので、議論・審議の参考にされるべきものだ。議事録作成は義務づけられている」と指摘した。

内閣官房の担当者は「会議の出席者名を公表すると、委員への圧力になるなどの意見があった。議事録は作成していないが、会議の内容は公表している。議事録を作成しないことは問題ない」と説明した。

公文書管理法は、すべきだと解釈してきた。「当時の担当者が不要だと判断したのだと思う。公表した議事録がすべてで、議事録はない」と説明した。

おそらく、公文書管理法は、すべきだと解釈してきた。「当時の担当者が不要だと判断したのだと思う。公表した議事録がすべてで、議事録はない」と説明した。

議事録作成は義務づけられている。議事録・議事の参考にされるべきものだ。議事録作成は義務づけられている。議事録作成は義務づけられている。議事録作成は義務づけられている。

議事録未作成問題
を伝える新聞記事

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

その次に情報公開請求したのが、旧自公政権時代に政府内で検討されていた秘密保全法制に関する情報

公開された文書は　http://clearinghouse.main.jp/wp/?cat=21　に掲載

秘密保全法制の在り方に関する検討チームと、検討チーム作業グループが2008～2009年にかけて秘密保全法制について検討していました。

これは、ＨＰ上での資料の公開などなし。

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

しかし、検討チームも検討チーム作業グループも、霞が関の中の人だけで秘密保全法制を議論。これは、何やらとても中身を知りたい感じです。秘密保全法制で実際に秘密をコントロールする人々が集まって検討しているわけですから。

構成員	出席者氏名
内閣官房副長官（事務）	二橋　正弘
内閣危機管理監	野田　健
内閣情報官	三谷　秀史
内閣官房副長官補（外政担当）	安藤　裕康
内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）	柳澤　協二
警察庁警備局長	池田　克彦
公安調査庁次長	北田　幹直
外務省国際情報統括官	【代理】堀之内　秀久（国際情報統括官組織参事官）
防衛省防衛政策局長	【代理】鈴木　敦夫（調査課長）
内閣官房内閣審議官	木坂　慎一

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

なにっ！

そして、
情報公開請求の結果、
公開されてきた文書
を見て、少し内容が
あるかもと一瞬
思ったものの…

メ　　モ
関係者限り・用済後廃棄

第１回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム会合　議事録

１　日　時：２０．４．２２（火）１５００～１５３５

２　場　所：官邸地下危機管理センター　本部室

３　案　件：秘密保全法制の在り方に関する検討について

４　出席者：出席者（実績）のとおり（別添１）

５　資　料：
○　配席図（別添２）
○　議事進行発言要旨（案）（別添３）
○　二橋内閣官房副長官　発言要旨（案）（別添４）
○　議事次第（別添５）
○　秘密保全法制の在り方に関する検討チームの設置について（別添６）
○　作業グループの構成等について（別添７）
○　秘密保全法制の在り方に関する検討について（別添８）

６　概　要：

二橋内閣官房副長官による冒頭挨拶（別添４）、作業グループの構成等の決定の紹介、木坂審議官による秘密保全法制の在り方に関する検討チームについての説明が行われた後、以下のとおりの議論を行った。なお、会合の結びにおいて、広報・マスコミ対応に関して、内調に一元化することとし、「我が国に真にふさわしい秘密保全法制の在り方についての論点等について検討を行った」という応答を行うこととしており、マスコミ等からの問い合わせがあった場合は、内調の石田内閣参事官に連絡をとるよう依頼して会合を終了した。

[redacted]

- 1 -

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

そんなに世の中、甘くはなかった

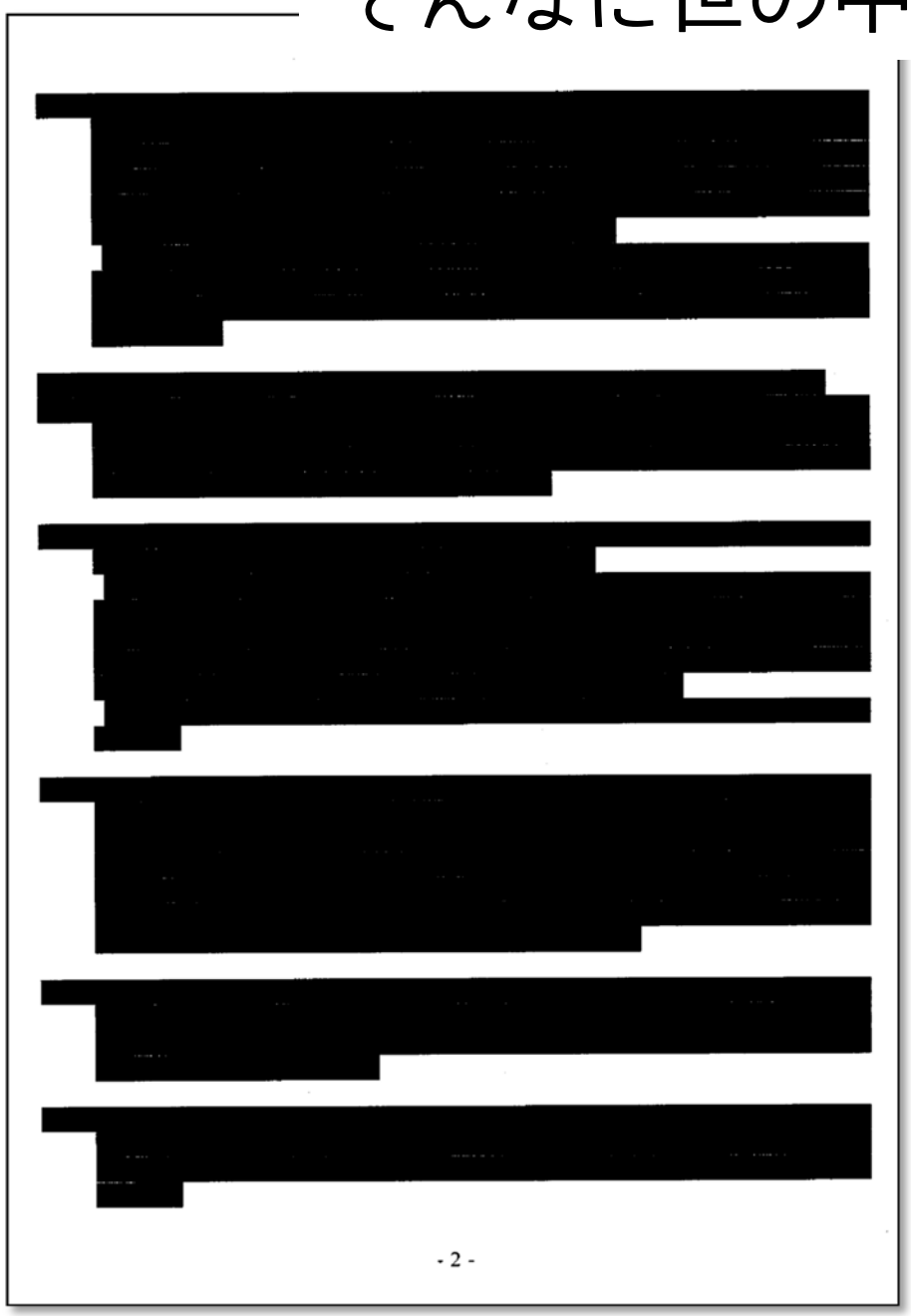

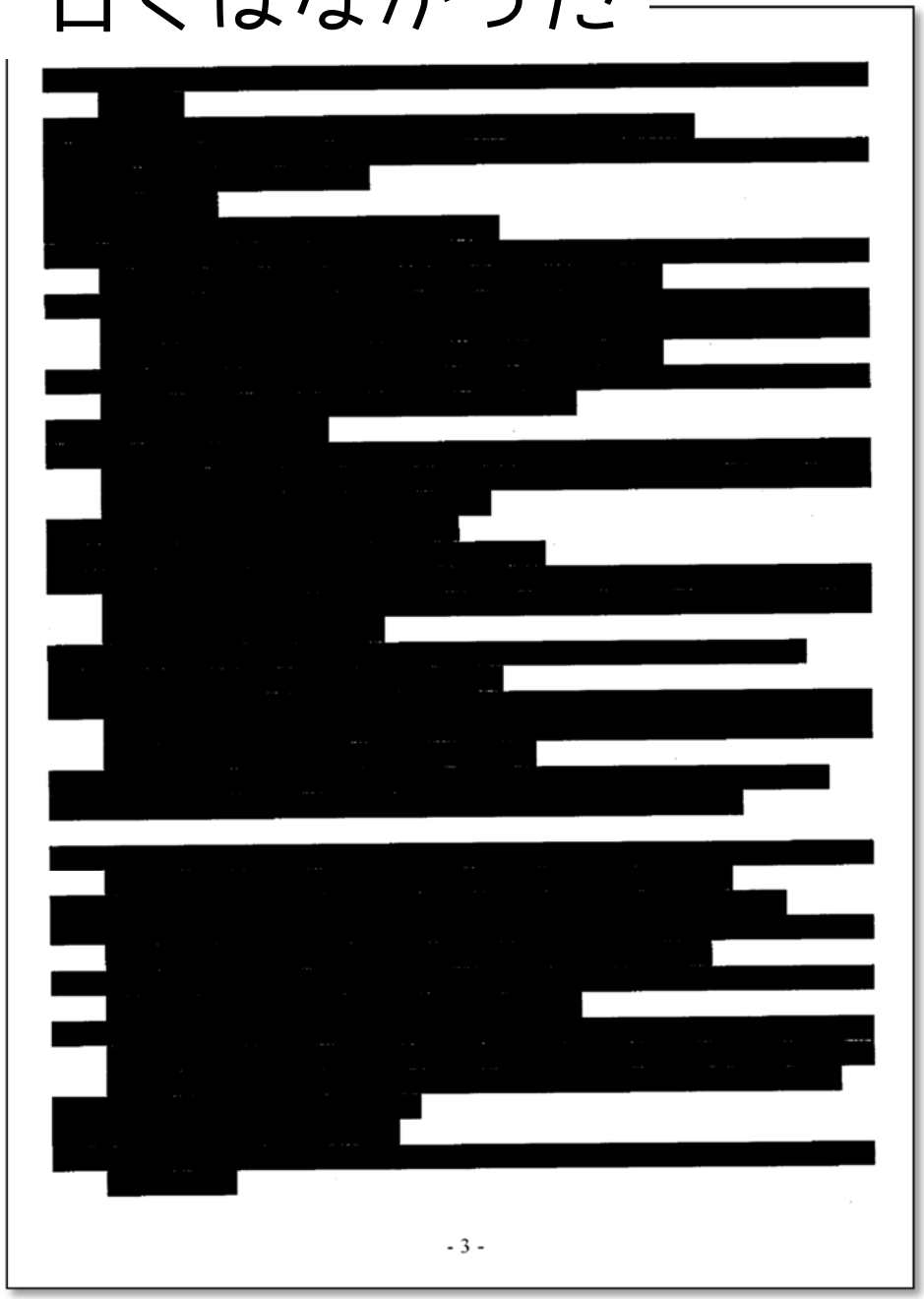

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

検討チーム作業グループがまとめた「考え方」を検討チームが最終的に取りまとめたようですが…

資料 2

機密性３情報・関係者限り　取扱注意

秘密保全法制の在り方に関する
基本的な考え方について
（案）

平成21年４月21日
秘密保全法制の在り方に関する検討チーム
~~作業グループ~~

機密性３情報・関係者限り　取扱注意

はじめに

複雑多様化する国際情勢の下、我が国の国益を守り、国民の安全を確保するためには、政府の情報機能を強化する必要があるが、情報機能の強化に当たっては、秘密の情報を適切に保護することがその前提となる。本検討チームは、このような認識の下、我が国に真にふさわしい秘密保全法制の在り方について検討を始めたものである。

我が国は、

① 外国情報機関等による情報収集活動に対し、実効力のある秘密保全制度を確立すること（別紙１参照）。

② 政府における情報機能の強化に不可欠な政府部内における情報共有の促進を図るため、秘密保全に関する法的基盤を整備すること（別紙２参照）。

③ 安全保障・危機管理に係る国際協調を推進し、外国からの円滑な情報提供の促進を図るため、秘密保全に関する法的基盤を整備すること（別紙３参照）。

といった必要性に迫られている現状にある。我が国が目指すべき秘密保全法制（以下「本法制」という。）は、これらの課題に応え、ひいては「我が国の国益を保護するとともに、国の安全を確保する」という目的に寄与するものでなければならない。そして、国及び国民の安全を預かる立場にある政府にとって、本法制の制定は、喫緊の課題であり、そのため、本法制の内容については、早期に実現可能性のある現実的なものとすることが重要である。本検討チームは、このような観点から検討を重ね、以下のとおり取りまとめたものである。

第１　秘密の範囲

１　秘密とすべき事項

－ 1 －

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

表紙と「はじめに」「最後に」以外内容は非公開でした

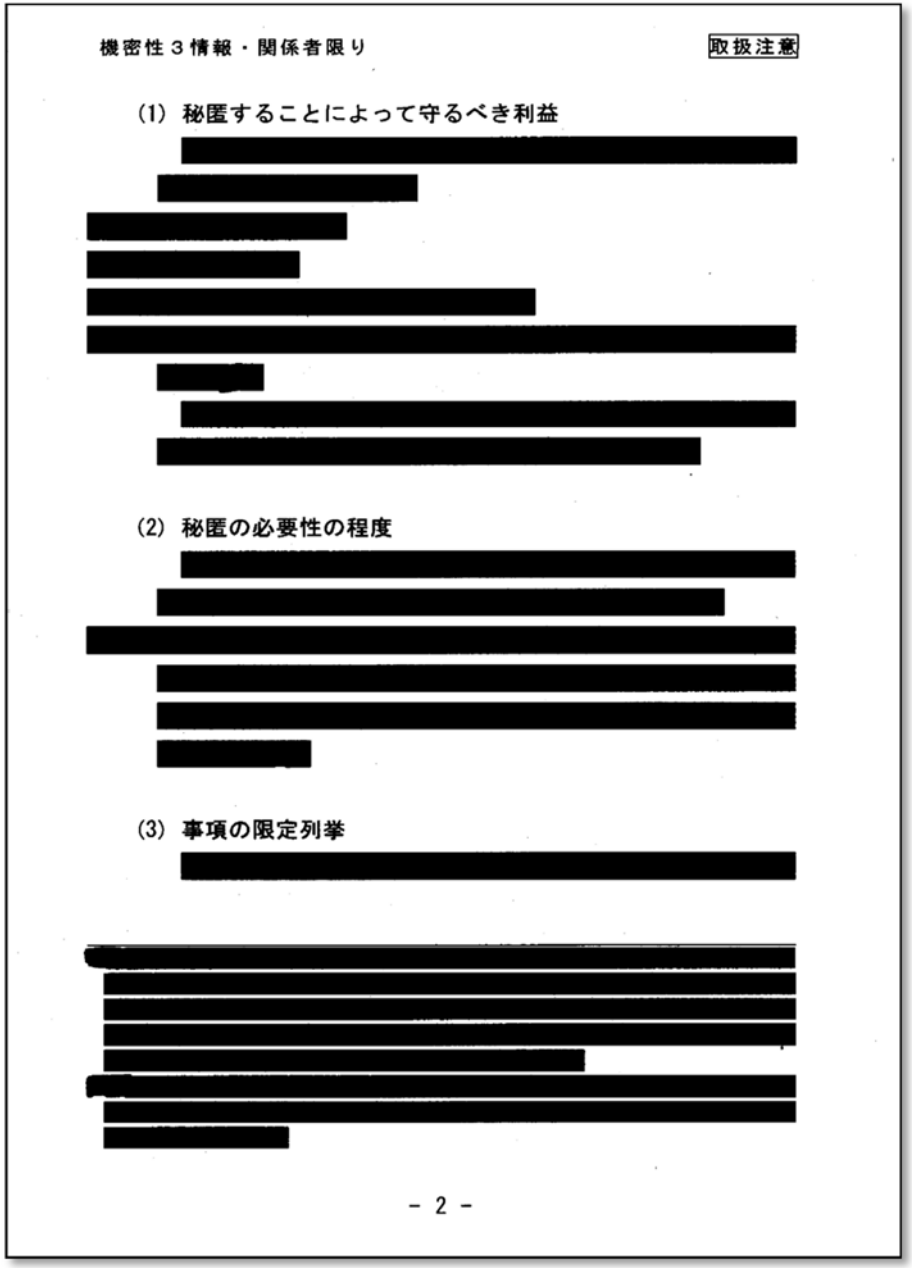

機密性３情報・関係者限り　取扱注意

(1) 秘匿することによって守るべき利益

[redacted]

(2) 秘匿の必要性の程度

[redacted]

(3) 事項の限定列挙

[redacted]

－ 2 －

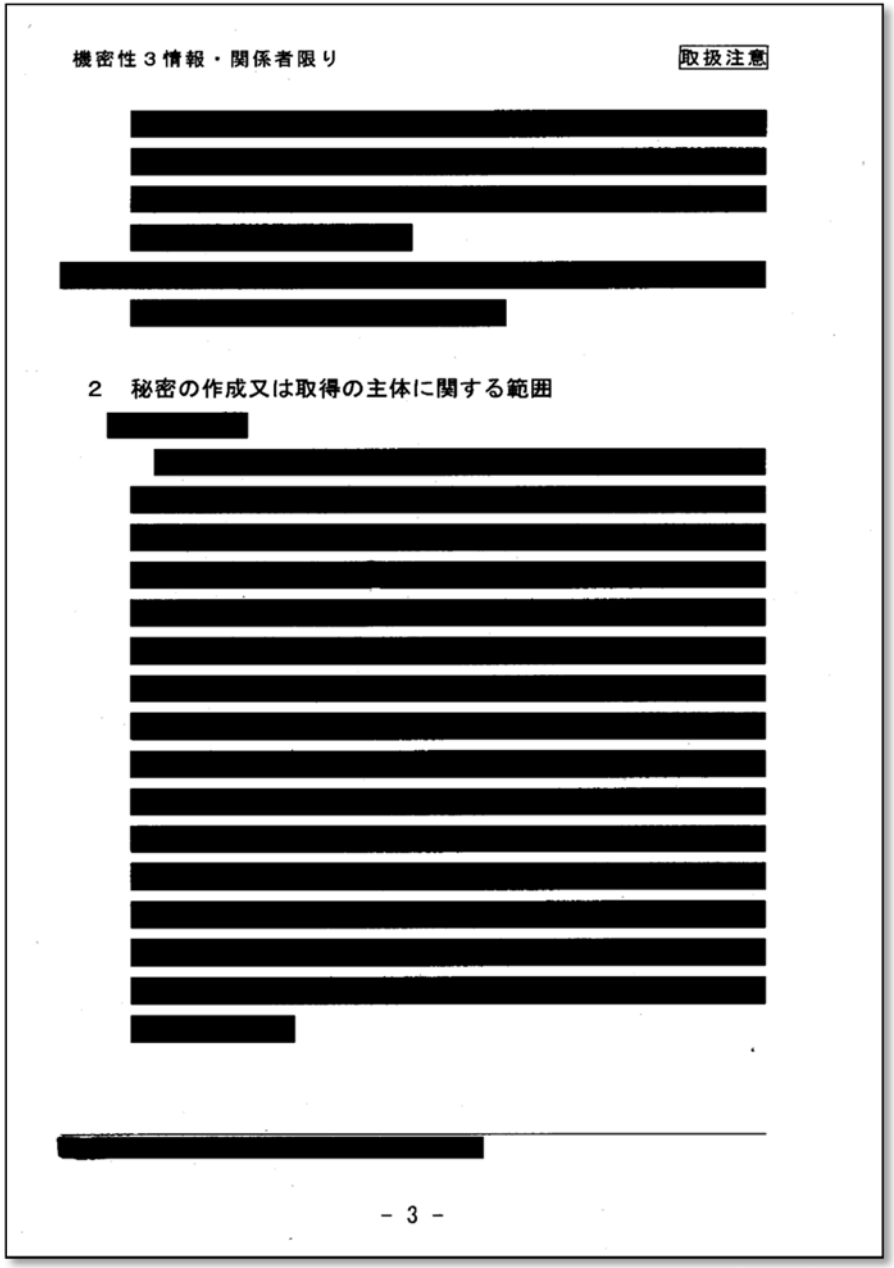

機密性３情報・関係者限り　取扱注意

[redacted]

２　秘密の作成又は取得の主体に関する範囲

[redacted]

－ 3 －

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

あまりにひどいので、非公開に対する不服申し立てをしました。しかし、情報公開・個人情報保護審査会は非公開妥当の答申。仕方がないので、裁判を起こしました。

事件番号　平成２５年（行ウ）第４３１号
内閣官房行政文書不開示処分取消請求事件
原告　三木由希子
被告　国

期　日　呼　出　状

平成２５年９月６日

原告　三木由希子　様

〒100-8920
東京都千代田区霞が関１－１－４
東京地方裁判所民事第２部Ｆ係
[redacted]

頭書の事件について，当裁判所に出頭する期日が下記のとおり定められましたから，同期日に出頭してください。

記

期　　日　　平成２５年１０月２４日（木）午前１１時１５分
口頭弁論期日
場　　所　　７０３号法廷（７階）
（出頭の際には，この呼出状を上記場所で示してください。）

呼び出し状が先日来ました。
弁護士費用が高いので、
本人訴訟です。
ちなみに、法人としてではなく、個人での提訴です。

書記官の名前と内線番号は自主規制

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

秘密保全法制の内容を形づくる政策形成過程の情報公開請求をしてみてわかったこと。

それは、ルールづくりのプロセスの情報公開をしないで、秘密保全法制を作ろうとしているということでした。

要は、秘密をいろいろな意味で守りたい人たちだけでルールづくりをしているということです。

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

こんなことで本当にいいのか？
と思うわけです。

しかし、特定秘密保護法案を
国会に提出するという政府の方針
であることが伝わっています。

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

そこで本題の
特定秘密保護法案です

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

もちろん、法案に対する

賛　否

を述べるということは大事だと思います。

パブリックコメントが行われていますので、それだけでなく、何がおかしいのか、ということにも意見が言えるとよいかなと思います。だから、少し解説などをします。

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

秘密指定をして特別に秘密を守るための
保全をする対象を

「我が国の安全保障に関する
事項のうち、特に秘匿する
ことが必要であるもの」

としています。これを「特定秘密」と
呼ぶようです。

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

「我が国の安全保障」とは具体的に何かというと、以下の分野

①防衛に関する事項

②外交に関する事項

③外国の利益を図る目的で行われる
　安全脅威活動の防止に関する事項

④テロ活動防止に関する事項

③はいわゆる「防諜（スパイ防止）」というやつですね。

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

特定秘密として指定をするときの条件は

①～④のうち

「その漏えいが我が国の安全保障に
著しく支障を与えるおそれがある
ため、特に秘匿することが必要
であるもの」

特定秘密の指定は「行政機関の長」が
することになっています。

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

一応、①～④については別表で、どういうものが該当するのかを列挙しています。

しかし、防衛、外交、防諜、テロ活動防止に関する活動が網羅的にあげられているので、限定的というのとはちょっと違います。

（たぶん、万が一、列挙されている活動から漏れがあると、特定秘密の指定ができなくなるので、幅広く網羅的に定めているのだと思う。）

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

特定秘密とするためには、①～④のうち

「その漏えいが我が国の安全保障に
著しく支障を与えるおそれがあること」

「特に秘匿することが必要であること」

という条件がつけられていますが、著しい支障があるか否かなどは、行政機関の長が決めることになります。

ひょっとすると、秘密の範囲がどんどん膨らむ可能性があります

意見の
ポイント

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

法案概要には、特定秘密の指定について

「行政機関の長は、指定の際に有効期間（上限5年で更新可能）を定める」

とあります。

有効期間前でも、秘密指定の要件がなくなったときは、すみやかに秘密指定の解除をするとも。民主党時代の有識者会議報告書にも、指定する必要がなくなったら、すみやかに解除とありました。

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

しかし、特定秘密に指定しておけば、情報公開請求の対象になりますが、秘密です！と言えば簡単に非公開にできそうです。だから、

情報をコントロールしたい、秘密情報を持つ行政機関が、そう簡単に秘密指定の解除なんてするのか？

と、疑い深いたちなので疑問がぬぐえず、少し調べてみることにしました。

調べてみたのは、特定秘密保護法案に先んじて、秘密指定手続やら罰則を導入している「自衛隊法」。

法案概要の最後を見ると、この法律が成立したら、自衛隊法も改正されることになっています。防衛秘密は、特定秘密保護法が成立すると、こっちに移ってくるわけです。

すでに秘密指定などを行っている自衛隊法が、どういう運用を行っているのか、ということは、特定秘密保護法がどう機能をするのかを見る上で、とても重要な情報です。

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

それに、法案段階だと具体的な運用についての説明を政府になかなかしてもらえませんが、すでにある制度の運用なら調べる手がかりがあります。

だから、どのくらい秘密保護の対象となる情報があるのか、秘密指定の解除実績があるのかという自衛隊法の運用状況を調べてみれば、何かわかるかもと思ったわけです。

そこで、またもや情報公開請求をしてみました。

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

防衛秘密について、指定と解除がどのくらい行われているのかは、

「定期検査報告書」

というものに記録されていることがわかりました。これは、防衛省の各機関が毎年6月と12月に、防衛秘密の指定や管理・解除などについて取りまとめて、防衛政策局に提出しているものとのことです。

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

しかし、定期検査報告書を情報公開請求をしたらこんなことに…

別紙様式第１の２

防衛秘密定期検査報告書

１　期　　間　：　２３年　１月　１日　から　２３年　６月　３０日
２　異常の有無　：　[redacted]（いずれかに○）
３　異常の概要　：
４　保管状況　：文書及び図画については表１、物件については表２のとおり。

表　１（文書及び図画）

区分 ＼ 摘要		A	B						C							A＋B－C	備考
		前回の保管	作成	複製	接受	回収（※2）	変更（※3）	小計	交付	返却（※4）	廃棄	変更（※5）	解除	紛失等	小計	保管中	
防衛秘密（機密）（※１）	件数	[redacted]															
	部数																
防衛秘密（機密以外）	件数																
	部数																
合計	件数																
	部数																
摘要																	

表　２（物件）

区分 ＼ 摘要		A	B						C							A＋B－C	備考
		前回の保管	作成	複製	接受	回収（※2）	変更（※3）	小計	交付	返却（※4）	廃棄	変更（※5）	解除	紛失等	小計	保管中	
防衛秘密（機密）（※１）	件数	[redacted]															
	個数																
防衛秘密（機密以外）	件数																
	個数																
合計	件数																
	個数																
摘要																	

※１：秘密保全に関する訓令等の解釈及び運用について（防防調第４６０７号１９．４．２７）第７１の２第２項及び第３項の「特に厳格な管理を要する」と認められた防衛秘密（第７８第２項に規定する「機密」の表示がなされているもの）の数について記入する。

※２：管理者（管理者補）が異なる他機関等に交付（例：内局から各幕、内局Ａ課長から内局Ｂ課長等へ）し、保存期間満了のため、交付先から回収した数について記入する。

※３：防衛秘密の秘密区分の中で、変更を行った後の数について記入する。（例：防衛秘密（機密）から防衛秘密へ変更した場合→防衛秘密（機密以外）の欄に変更した数を記入する。

※４：管理者（管理者補）が異なる他機関等から交付（例：内局から各幕、内局Ａ課長から内局Ｂ課長等へ）され、保存期間満了のため、交付元に返却した数について記入する。

※５：防衛秘密の秘密区分の中で、変更を行う前の数について記入する。（例：防衛秘密（機密）から防衛秘密へ変更する場合→防衛秘密（機密）の欄に変更する数を記入する。

※６：件数欄には、原議数を記入し、部数（個数）欄には、原議数に製作数等を足した数を記入する。
例１：新たに防衛秘密の作成を行い、２部作成した。（作成の件数欄に１、部数欄に３を記入）
例２：新たに防衛秘密の作成を行い、５部作成し、作成した５部のうち３部を管理者（管理者補）が異なる他課等に交付した。（作成の件数欄に１、部数欄に６、交付の件数欄に０、部数欄に３を記入）

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

どのくらい防衛秘密等の指定や解除、秘密文書の廃棄を行っているのかは、非公開になってしまいました。

非公開理由は3つ書いてありました。

＜その1＞

　報告の記載の中に「紛失」「異常の有無」というものがあり、情報保全上の不具合に関する記載事項が明らかになると、自衛隊に悪意のある相手から、保全上の不具合事項への働きかけの端緒を与え、我が国の安全を害するおそれがある

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

＜その2＞

　各機関等の秘密保有状況と保有数の増減が記載されているので、自衛隊に悪意のある相手に対して、秘密の探索の端緒を与えることになって、継続的に情報公開請求されると、その時々の自衛隊各部門の活動状況が推察されて、我が国の安全を害するおそれがある

＜その3＞

　情報保全上の保全態勢に関する記載部分（どの部分か不明）が公になると、情報保全態勢の一端がわかってしまい、自衛隊の任務の効果的遂行に支障が出て、我が国の安全を害するおそれがある

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

ざっくり言ってしまえば、どこの課、地方部局、隊などにどのくらいの防衛秘密などがあるかなどがわかると、それが我が国の安全を脅かすことになる、ということが、非公開とする理由のようです。

こんな情報も公開しないところで「特定秘密」なんて仕組みを入れるのでは、先が思いやられます。

結局、秘密保護の仕組みが導入されると、運用実態は全然わかない、ということになることだけはよくわかりました。

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

しかも、どういう仕組みで防衛秘密の解除をしているのか、解除の裏返しとして、そもそも防衛秘密の指定の適正さはどう確保されるのか、という運用の仕組みを調べてみましたが、これもまた訓令などいろいろ見てもよくわからず…

結局、防衛秘密の指定も解除も実態不明なので、秘密指定の解除が有効に機能しているのかどうか、という防衛秘密の先例は今のところ見つかっていません。

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

特定秘密保護法案は、秘密指定の有効期間を5年を上限として延長可能、としています。防衛秘密にはこういう期限もないので、それに比べると、秘密指定の見直しの時期はわかります。このタイミングで、解除の審査も行われるのかもしれません。

しかし、そもそも適正な特定秘密への指定や解除について、どのような態勢や基準、ルール、はたまた監査、監察などが行われるのか、など、秘密を不必要に広げないような仕組みや解除を進める仕組みが、法案概要からは一切わからないのです。

意見のポイント

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

この懸念は、自衛隊法による防衛秘密に関する運用実態が、まったくもってわからないというところからも、単なる心配ではなく、それなりに根拠のある心配ということになりそうです。

こういう細かことは、法律ができた後に基準を作るとか、ルールを作るなんて言われそうです。しかし、特定秘密保護法案は「知る権利」への制約をはらんでいます。それを広く制約しないという制度的な保障なしに、その良し悪しなんて誰も判断できません。

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

そこで、次の疑問が出てきました。それは、そもそも秘密と指定された文書のライフサイクルがどうなっているのか、ということです。

ライフサイクルとは、文書の作成・取得、管理、保存期間経過後の廃棄・移管、歴史的文書としての永久保存とその公開、という一連のものです。

2011年4月に公文書管理法が施行され、行政機関の保有する公文書についてルールが決められ、総理大臣の同意がないと文書の廃棄ができなくなりました。

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

防衛秘密はどういう扱いになっているのか。自衛隊法、その施行令、訓令などを見たけど、どうもはっきりしないので、防衛省に質問をしてみました。

そうしたところ、防衛秘密に指定された文書は、公文書管理法の適用を受けていないことがわかりました。

公文書管理法には、別に法令で文書管理の定めがあるときは、適用しないという規定があります。自衛隊法に基づく訓令が、文書の管理を定めているから、ということのようです。

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

公文書管理法の適用を受けていないと、何が問題なのかと言われてしまいそうです。でも、これだけ↓違いがあります。

公文書管理法のルール

※現用文書として公開されていなくても、重要な事柄は歴史的に検証できるような仕組み

公文書の作成・取得

- 保存期間の設定
- 行政ファイル単位で保管
- 行政ファイル管理簿への搭載（web上で誰でもアクセス可能）
- 歴史的文書として移管か廃棄の指定

廃棄
※内閣総理大臣の同意が必要

国立公文書館などへ歴史的文書として移管（永久保存）

情報公開請求する権利を保障

防衛秘密の場合

防衛秘密文書の作成は事前承認制

文書ごとに保存期間・廃棄決める（基準不明）

- 秘密指定文書用の簿冊に登録（非公開）
- 文書の利用の制限

秘密指定解除（実績非公開）

保存期間満了で廃棄（歴史的文書と移管実績不明）

すべて秘密の中で行う部分

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

よく、非公開体質や秘密保護の仕組みを称して、「ブラックボックス」と言われます。

ブラックボックスに入ってしまうと、外から見えないので、秘密主義や非公開主義の比喩して言われるものです。

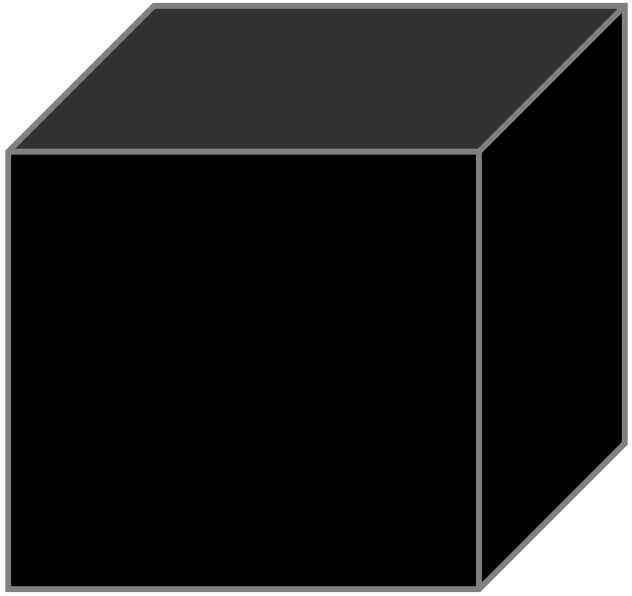

しかし、「箱」であれば、壊したり、ふたがあったり、箱の中にものを収めるためのルールがあったり。箱の中に文書が入っていれば、何とか外からのアクセスができたり、箱の中身をどう詰め込んで、どう出すのかというルールの説明はできそうです。

今の防衛秘密は、秘密指定や解除の実績や実態、メカニズムがわからない。それだけでなく、秘密の対象を歴史的な検証に委ねる仕組みが、制度の中に埋め込まれていません。いったん秘密となると、秘密のままどんどん捨てられていそうです。

そうなると、秘密指定によって「ブラックボックス」化するのではなく、一度秘密となると基本的には出口のない

「ブラックホール」

というやつ
を作り出す
ことになる
のではないか。

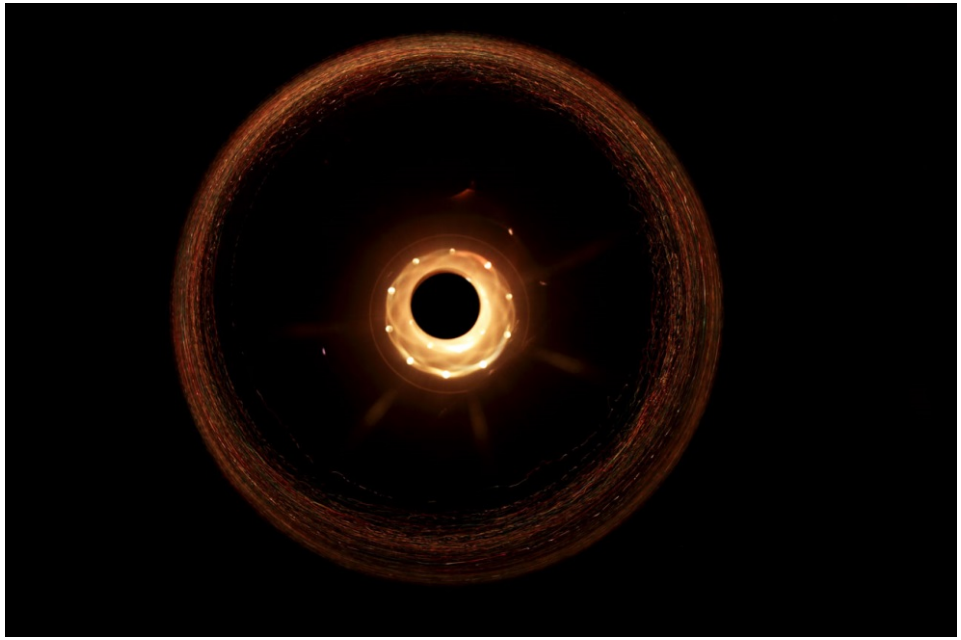

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

適性評価（セキュリティ・クリアランス）を通った人だけが、行き来できる特殊空間というやつでしょうか。

この人たちがブラックホールから適法に持ち出すときが、解除というやつでしょうか（そうじゃないと罰が下る）。

いずれにしても、かなり特殊能力が必要そうな話になってきました。

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

秘密は秘密のまま廃棄されると、すべてが闇の中、ということになります。

特定秘密保護法案がなくても、政府が秘密としている情報は結構あります。問題は、秘密を秘密のままで済ませられる仕組みだと、秘密の範囲がどんどん広がってしまうということです。

今でも、秘密をコントロールする仕組みはないと言えます。「特定秘密保護法」ができると、それを法律に根拠をもってできるようになってしまうことになる。これが「知る権利」の侵害につながっていくわけです。

自衛隊法の防衛秘密を、特定秘密保護法案は引き継ぐことになっています。この構造が、特定秘密保護法にも引き継がれる可能性が高そうです。

公文書管理法の適用の外に出て、歴史的検証にも委ねられない秘密がたくさん生まれ、ブラックホールの中にどんどん吸い込まれて二度と出てこない、ということになるのでしょうか。

この事態は何とかしなければ…

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

政府に勘違いをしてもらっては困るのは、

秘密指定＝知る権利の保障の放棄
アカウンタビリティの免除

意見のポイント

ではないということです。特定秘密の内容そのもののアカウンタビリティを果たすのは、リアルタイムでは難しいかもしれません。
しかし、どういう仕組みで秘密の指定や解除、歴史的検証に委ねるのかという情報公開はできるはず。そして、可能な限り秘密の中身についても、時間軸を長くとってアカウンタビリティを果たすべきでしょう。

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

ちなみに、民主党時代の有識者会議の報告書は、「知る権利」との関係では、

秘密指定される情報は、情報公開請求してもどうせ不開示となるから、知る権利を侵害しないし、影響ないんじゃないの～

なんていうようなことが書かれていたりしました。「知る権利」は情報公開法だけの問題だけではないですし、そういう問題なのか？ということは、もっと問われないといけないと思います。

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

ついでに、情報公開法で防衛・外交や治安維持に関する情報の不開示規定がどうなっているのか、ということも簡単に触れておきます。

防衛・外交、治安維持に関する情報の公開・非公開は、「高度な専門的判断が必要」ということで、他の非公開情報に比べて、行政機関が非公開としやすい定め方になっています。

2011年4月に国会に提出された情報公開法改正法案は、この規定を少し変更するなどしていましたが、衆議院の解散で廃案になりました。

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

現状の情報公開制度では、外交・防衛、治安維持に関する情報は、本当に公開される範囲が限定的なのです。

なぜなら、秘密を守りたい人が、眉間にしわを寄せて深刻そうな顔をして、マッチョな感じで、この情報はセンシティブな情報で公開できない。それを判断できるのは専門家である自分たちだけだ、なんていえば、審査会も裁判所も何となく、それを否定できないという感じだから（かな）…

だから、これまで警察庁に情報公開請求をしたら、新聞記事も部分公開になったり…

県警警部補に収賄容疑

情報漏らし謝礼金

午後にも逮捕へ

知事「捜査内容を明らかに」

東名JRバス鉄道運転事件

県警、遺族者に感謝状

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

米軍ヘリが沖縄国際大学に墜落した情報公開がありましたが、その関係の情報もこんな感じになったり…

結構知りたいことを知ることが大変だったりします。

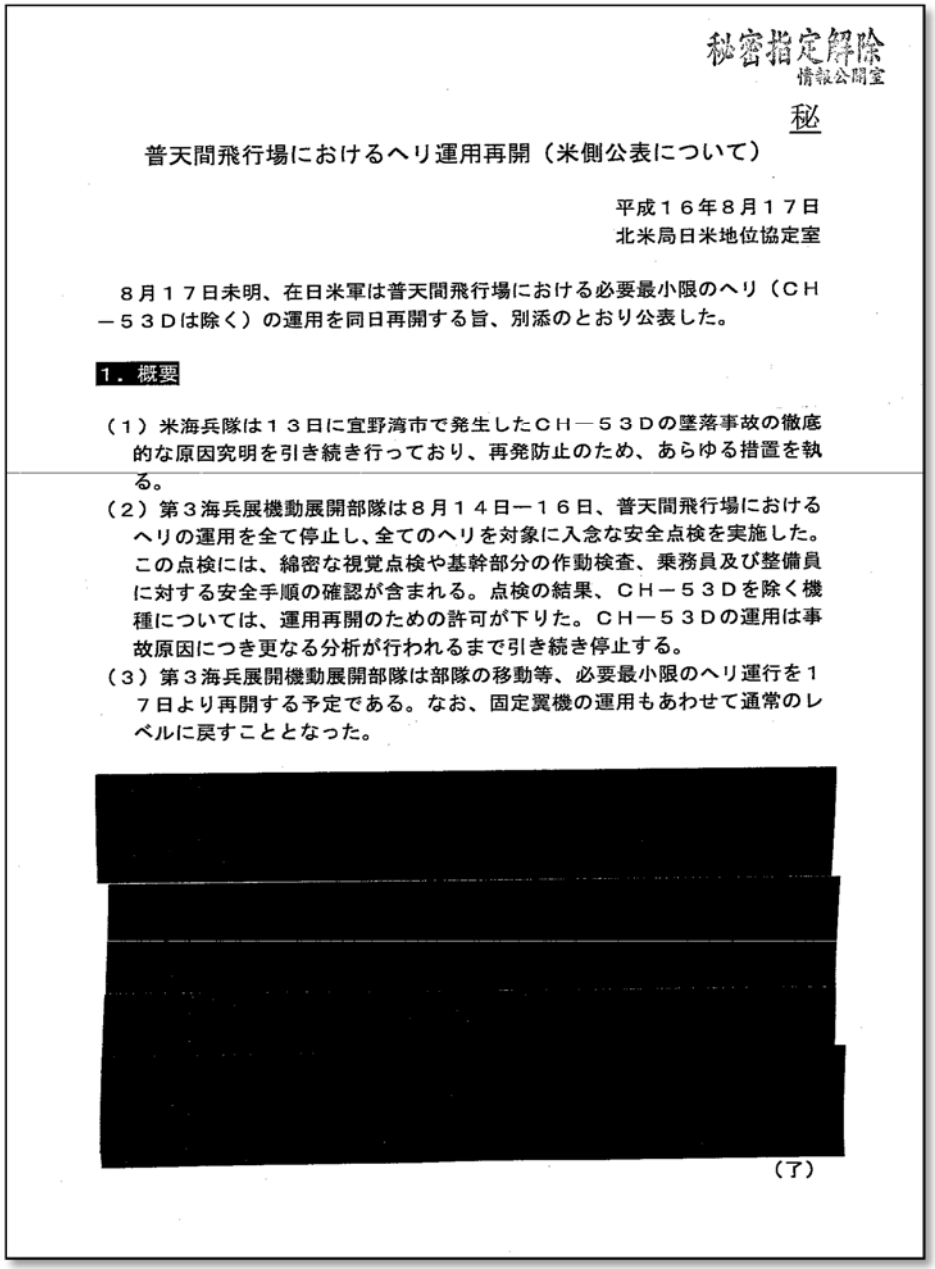

秘密指定解除
情報公開室

秘

普天間飛行場におけるヘリ運用再開（米側公表について）

平成１６年８月１７日
北米局日米地位協定室

８月１７日未明、在日米軍は普天間飛行場における必要最小限のヘリ（ＣＨ－５３Ｄは除く）の運用を同日再開する旨、別添のとおり公表した。

１．概要

（１）米海兵隊は１３日に宜野湾市で発生したＣＨ－５３Ｄの墜落事故の徹底的な原因究明を引き続き行っており、再発防止のため、あらゆる措置を執る。

（２）第３海兵展機動展開部隊は８月１４日－１６日、普天間飛行場におけるヘリの運用を全て停止し、全てのヘリを対象に入念な安全点検を実施した。この点検には、綿密な視覚点検や基幹部分の作動検査、乗務員及び整備員に対する安全手順の確認が含まれる。点検の結果、ＣＨ－５３Ｄを除く機種については、運用再開のための許可が下りた。ＣＨ－５３Ｄの運用は事故原因につき更なる分析が行われるまで引き続き停止する。

（３）第３海兵展開機動展開部隊は部隊の移動等、必要最小限のヘリ運行を１７日より再開する予定である。なお、固定翼機の運用もあわせて通常のレベルに戻すこととなった。

[redacted]

（了）

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

情報公開を進める情報公開法案は、廃案にしたままそれっきり。この改正法案は、私たちの知る権利を今よりは強化する内容が含まれていました。

一方、政府の秘密を守るための特定秘密保護法案を提出予定ということは、知る権利の保障を強化するよりも、秘密を強化することに熱心という政府の姿勢が垣間見えます。

しかも、秘密を歴史的に検証する仕組みもなさそう。まさに、秘密バンザイ、という感じでしょうか。

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

ちなみに、何かと秘密にいろいろやっていて物議をかもしているアメリカはどうなっているのか、調べてみました。

アメリカは、国家安全保障に関する情報を大統領令で秘密指定等をする仕組みがあります。日本以上に何かと秘密が多そうですが、秘密の指定と解除については、いろいろ仕組みとしては学ぶことがありそうです。

そして、秘密が多くなりすぎたアメリカでは、過剰機密削減法、というものができているようです。

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

細かい仕組みの説明はここでは控えますが、アメリカの機密指定の仕組みにはこんなことも含まれているようです。

① 国立公文書館に情報保全監察局が設けられていて、各連邦政府機関の機密指定・解除が適切になされているか否かを監察する責務を負っている
② 不適法に機密指定がされている場合には、その機密情報に適法にアクセスできる人間から機密指定に対する異議を申し立てる仕組みがあり、それが奨励されている
③ 法令違反、非効率性の助長、行政上の過誤の秘匿をするための機密指定の禁止

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

④ 機密指定解除については、自動的機密解除、必要的機密解除審査などいくつかの機密解除の仕組みがある

⑤ 恒久的な歴史的な価値がある機密文書について、長期的に保管し機密指定を解除していく仕組みがある

⑥ 機密指定指針の包括的な見直しが行われ、その概要は一部を除き公開される

⑦ 省庁間機密指定審査委員会で、機密指定に関して重大な役割を有する行政機関の合議で指定・解除の審査をする仕組みがある

など

【参考】「米国における国家機密の指定と解除」　永野秀雄
（『人間環境論集』法政大学人間環境学会　2012/3/31）

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

少なくとも、

- アメリカの大統領令に基づく機密指定・解除には、国立公文書館の情報保全監察局が一定関与していること
- 機密指定文書であっても、歴史的に普遍的な価値があるものを残し、時間の経過とともに機密解除をする仕組みがあること
- 機密解除についてはいろいろな仕組みを設けていること
- ウソの機密指定は禁止していること

はとても重要であると思います。

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

これは、特定秘密保護法案に対して圧倒的にかけている要素が、アメリカの機密指定と解除の仕組みの中にはある、ということだと思います。

だから、特定秘密についても、秘密なのだから行政機関の内部ですべてを完結させる、ということではなく、秘密指定や解除の仕組みや基準をチェックし、歴史的文書として秘密文書も残していき、時間の経過とともに秘密指定解除をさせていく仕組みが必要、というべきではないでしょうか。

意見のポイント

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

他にも法案概要には含まれている内容がありますが、特定秘密保護法ができて大きく変わるのが「罰則」です。

罰則は以下のもので定められています。

① 故意・過失による漏えい（上限10年の懲役）
② 人をだましたり、暴行を加えたり、脅迫したり、窃盗、施設への侵入、不正アクセス行為などにより特定秘密を取得する行為（上限10年の懲役）
③ 故意の漏えい、②の行為の未遂、共謀、教唆、扇動

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

問題だと思われるのは、

- 取材行為や情報収集としてどこまで正当なものとして認められるのか

意見のポイント

- 例えば、故意の漏えいに当たることを認識して情報提供がされた場合に、漏らした職員等だけでなく、共謀・教唆・扇動として取材者も罰則の対象となるのではないか
- 人をだますとか一見文句なく悪いことのようだけど、すべての情報を伝えずに取材したりしたときに、取材に応じた人が「だまされた」と言えば、罰則の対象になるのか

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

しかも、民主党政権下の有識者会議の報告書の検討経過の資料からわかったのは、罰則の適用を受けて刑事裁判になった場合、漏えい等をした情報が秘密文書かどうかは、内容ではなく、形式的に秘密と指定されていることがわかればＯＫ、ということになっていました。

だから、漏えいを共謀したとか、そそのかしたとか言われて一般人やジャーナリストが罰を受けるとき、実際に漏えいした情報が本当に秘密指定すべきかどうかは、刑事裁判では問題にすらならない、ということなんだと思います。秘密指定をしていました、と言えば、内容関係なくＯＫ→有罪、なんてことになりそうです。

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

そしてこのことは、いわゆる内部告発という問題と絡んできます。

ちょっと前に話題になりました、スノーデン事件。アメリカだけでなく外国政府による諜報・情報収集活動が明らかになりました。

この件についてどう思うかというのは別にして、個々から考えるべきは、内部告発と特定秘密保護法案の関係も不明であるということです。日本の公益通報者保護法では、特定秘密として指定されていて、それが違法行為や不正、嘘の秘密指定であるような場合、世の中に問うた方が良いような問題でも保護されないのではないかと思います。

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

つまり、特定秘密として指定された情報について、一般の人が知るべき問題があったときに、それが秘密を保持したい政府と大きく利害が対立する可能性はあるわけです。

そういうときに、この法案は秘密を抱え込む政府そのものを正当化する手段として最大限の効果を発揮するけど、私たちの知る権利には答えない、という構造にはなってしまう。

秘密をブラックホールのように吸い込むだけ吸い込んで、吐き出さない、そういう仕組みを作ってはいけないということではないかと思います。

これは相当にまずい（焦）。というか、こういう法案をかっとうもなく出そうという政府がこわすぎる…

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス

9月17日まで、特定秘密保護法案概要に対する意見募集を政府は行っています。

「特定秘密の保護に関する法律案の概要」に対する意見募集について
http://bit.ly/14Va2Gc

ぜひ、意見を出しましょう。